しんたいしょうがいしゃふくし 身体障害者福祉のしおり



生きがいと健康づくりイメージキャラクター 「ちゃっぴー」

しず おか けん 静 岡 県

◆ もくじ ◆

| 項目 | ページ | 項目 | ページ |
|--|--------------|--|-----|
| ★身体障害者手帳 | 2 | ねんきん ★年金 しょうがいきそねんきん 障害基礎年金・ しんしんしょうがいしゃふょうきょうさい 心身障害者扶養共済 | 16 |
| しょうがいしゃそうごうしえんほう ★ 障 害 者 総合支援法 しょうがいしゃそうごうしえんほう 障 害 者 総合支援法による そうごうてき じりっしえん 総合的な自立支援システ | 3 | でまて ★手当 とくべつじどうふょうであて 特別児童扶養手当・ とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当など | 18 |
| じりっしえんきゅうふ ★自立支援給付 自立支援給付とは・基本的 日立支援給付とは・基本的 せ組み・手続きの流れ・サ ビスの種類 | な 4 | ぜいきん ★税金 「ガルめんそち 滅免措置など | 20 |
| いりょうひじょせい 大医療費助成 じゅっしえんいりょう じゅうどしょうがいし 自立支援医療・重度障害者 (児) 医療費助成・後期 こうれいしゃいりょうせいど 高齢者医療制度 | *** 7 | わりびき げんめん ★割引・減免など てっとう けんりっしせっ 鉄道、県立施設などの減免・ ゆうりょうとうろりょうきん 有料道路料金などの割引・ たゅうしゃきんしてきょうじょがいひょうしょう 駐車禁止適用除外標章など | 22 |
| はそうぐ ★補装具 はそうぐ しゅるい てつづき なが 補装具の種類・手続きの流 | n 9 | かくしゅそうだん ★各種相談 市町などの連絡先 | 28 |
| まいきせいかつしえんじぎょう | 10 | しんたいしょうがいしゃてちょう ★身体障害者手帳 しょうがいべつ とうきゅうべつ 障害別・等級別 たいしょうせいどいちらんひょう 対象制度一覧表 | 33 |
| た せいかつしえん ★ その他の生活支援 せいかつくんれん じっし 生活訓練の実施など | 11 | ★主な障害に関する啓発マーク | 36 |
| ★身体障害者社会参加支援施設な | | しずおかけんない かくしゅだんたい ★静岡県内の各種団体 | 37 |

このしおりに掲載されている情報は令和6年4月1日現在のものです。最新情報などについては県ホームページにて随時お知らせいたします。しおりに記載している事業の他にそれぞれの市や町の単独事業もあります。

https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/1040584/1023701.html

1 身体障害者手帳(しんたいしょうがいしゃてちょう)

8

されている。 問い合わせ先:お住まいの市町

障害者総合支援法をはじめとするいろいろな援護を受けるには、原則として身体 には、原則として身体 には、原則として身体 には、原則として身体 には、原則として身体 には、原則として身体 には、原則として身体 には、原則として身体 には、原則として身体 には、一定以上の永続する障害のある方の には、身体障害者福祉法の定める身体障害者の証票として交付されます。

★ 手帳の発行者

**じゅうち しずおかけん ち じ しずおかしちょう はままっしちょう ふ じしちょう はっこう 居住地ごとに静岡県知事、静岡市 長、浜松市 長、富士市長が発行しています。

★ 障害の区分

| 障害の区分 | 障害等級 |
|-------------------------------|----------------------------|
| 視覚障害 | 1~6級 |
| ^{ちょうかくしょうがい} 聴覚障害 | 2~4級,6級 |
| へいこうき の うしょうがい 平衡機能障害 | 3, 5級 |
| 音声・言語機能障害 | 3, 4級 |
| 肢体不自由 | 1~6級 |
| か部障害 | 1,3,4級(免疫機能障害と肝臓機能障害は1~4級) |

★ 交付手続き

交付を受けようとする方は、つぎの書類を添えて、市福祉事務所又は町 役場に申請してください。申請書は市福祉事務所及び町役場にあります。

- ① 指定医師の診断書(手帳の交付に必要な診断書は、静岡県知事、静岡市長、浜松市長などの指定を受けた医師に作成していただいてください。)
- ② 写真(1年以内に上半身を写したもの。大きさ:縦4cm×横3cm)

こうふ こ っき ぱぁぃ しゃくし じゃしょ まちゃくば とど で 交付後、次のような場合は、すみやかに市福祉事務所、町役場へ届け出てください。

- 手帳を紛失・破損したとき
- 住所、氏名が変更になったとき
- 新たな障害が加わったり、障害の程度が変わったとき

2 障害者総合支援法(しょうがいしゃそうごうしえんほう)

記される。 お付まいの市町

へいせい ねん がつ にち せこう しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがい かたがた

平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障害のある方々に、

みぢか しちょう しょうがいふくし そうだんしぇん ちいきせいかつしぇんじぎょう ていきょう おこな 身近な市町が、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの提供を行います。

しょうがい かた かいご かた そうだん おう じょうほうていきょう おこな

また、障害のある方や介護する方の相談に応じたり、情報提供などを行います。

★ 障害者総合支援法による総合的な自立支援システム

おお わ じりつしえんきゅうふ ちいきせいかつしえんじぎょう

大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つがあります。

じりつしえんきゅうふ かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ そうだんしえんきゅうふ じりつしえんいりょう ほそうぐ きゅうふ「自立支援給付」…介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療、補装具の給付

など

ち い きせいかつ し え ん じぎょう し ゅ わつうやくしゃ い ど う し え ん じゅうじしゃ

はけん にちじょう

「地域生活支援事業」…手話通訳者や移動支援従事者(ガイドヘルパー)の派遣、日常

せいかつようぐ きゅうふ

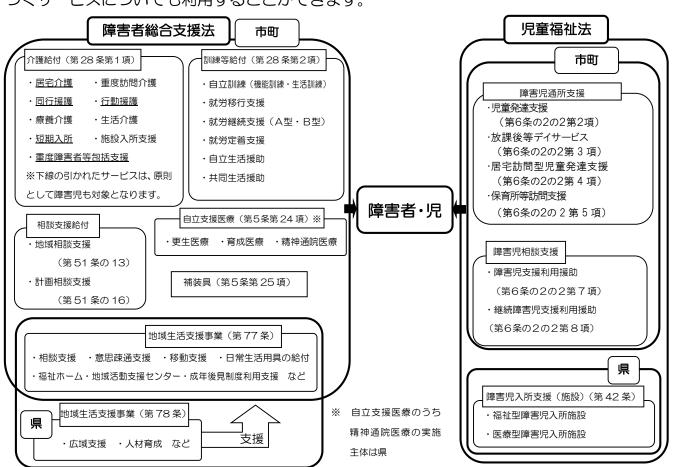
生活用具の給付など

しょうがいじ しょうがいしゃそうごうしえんほう もと いちら

じどうふくしほう もと

※障害児については、障害者総合支援法に基づく一部のサービスのほか、児童福祉法に基 りょう

づくサービスについても利用することができます。



3 自立支援給付(じりつしえんきゅうふ)

- 問い合わせ先:お住まいの市町
- * 自立支援給付とは

しょうがい かた じ こけってい そんちょう りょうしゃほんい ていきょう きほん 障害のある方の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスの提供を基本としてサービ ていきょうじぎょうしゃ たいとう かんけい もと しょうがい かた みずか せんたく けいやく ス提供事業者と対等な関係に基づき、障害のある方が自らサービスを選択し、契約によりょう しく しょうがいしゃそうごうしえんほう きてい

りサービスを利用する仕組みです。障害者総合支援法で規定するサービスの1つです。

★ 基本的な仕組み

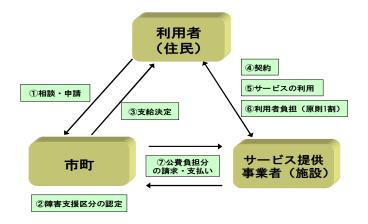
じりつしえんきゅうふ りょう きぼう さい し まち そうだん じりっしえんきゅうふひ しきゅうしんせい (1)自立支援給付の利用を希望する際は市や町に相談し、自立支援給付費の支給申請をしましまします。 じりつしえんきゅうふひ しきゅう でも立支援給付費を支給することが適当と認められたときは自立支援給付費の しきゅうけってい 支給決定がされます。

けんちじ せいれいしちょう してい う じぎょうしゃ しせっ けいやく むす (2)県知事もしくは政令市長の指定を受けた事業者・施設と契約を結び、サービスを りょう 利用します。

りよう とき じぎょうしゃ しせつ たい りようしゃふたんがく はら (3)サービスを利用した時は事業者・施設に対して利用者負担額を払います(所得に応じ、 げつがく ふたんじょうげんがく せってい こべつ げんめんそち もう < h 月額の負担上限額の設定や個別の減免措置が設けられています。詳しくは市や町の窓口 ていきょう かか けいひ し まち にお問い合わせください。)。また、市や町はサービス提供に係る経費のうち、利用者 じぎょうしゃ しせつ だいり じゅりょう ふたんがく のぞ がく きゅうふひ しきゅう 負担額を除いた額を給付費として支給します(事業者・施設が代理で受領)。 かいごほけんせいど ふくし う かた かいごほけん ゆうせん

(4)介護保険制度の福祉サービスを受けることができる方は、介護保険のサービスが 優先となります。

★ 手続きの流れ



★ サービスの種類

| | 一し入り程規 | | | | |
|------|-------------------------------|--|--|--|--|
| | サービス名 | サービスの内容 | | | |
| | きょたくか いご 居宅介護 (ホームヘルプ) | きょたく にゅうよく はい また しょくじ かいご 居宅における、入浴、排せつ又は食事などの介護 | | | |
| | じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 | 常時介護を要する重度の肢体不自由者・知的障害者・ 世いしなしょうがいしゃ かた たい きょたく にゅうよく はい はくし 精神障害者の方に対する、居宅での入浴、排せつ、食事 がいて ない いとうちゅう かいて そうごうてき の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的なかいて 介護 | | | |
| | どうこうえんご 同行援護 | おとう いちじる こんなん ゆう しかくしょうがい かた たい 移動に 著 しい困難を有する視覚障害のある方に対す いとう ひっょう じょうほう ていきょう いとう る、外出時における、移動に必要な情報の提供と移動のための援護 | | | |
| 介護給付 | こうどうえんご 行動援護 | ために必要な援護や外出の際の移動中の介護 | | | |
| 10 % | りょうようか いご 療養介護 | じょうじかいこ よう いりょう ひつよう しょうがい かた たい 常時介護を要し、また医療が必要な障害のある方に対 でっちゅう おこな きのうくんれん りょうよう する、病院などで日中に行われる機能訓練、療養 じょう かんり かんこ いがくてきかんり もと かいこ にちじょうせいかつ 上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活 しょう せ わ 上の世話 | | | |
| | せいかっか い ご 生活介護 | じょうじかいこ よう しょうがいしゃしえんしせつ しせつ にっちゅう 常時介護を要し、障害者支援施設などの施設で日中にまたな にゅうよく はい しょくじ かいこ そうさくてきかっとう 行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、せいさんかつとう きかいていきょう 生産活動の機会提供など | | | |
| | たんきにゆうしょ 短期入所 (ショートステイ) | かいて がた びょうき たんきかん にゅうしょ ひつよう 介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な がた たい しょうがいしゅしえんしせつ おこな にゅうよく はい 方に対する、障害者支援施設などで行う入浴、排せつ、食事の介護 | | | |

| | じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等 ^{ほうかっしえん} 包括支援 | ではうじかいで ひつよう じゅうど しょうがい かた たい きょたく 常時介護が必要な重度の障害のある方に対する、居宅 かいで た しょうがいふくし ほうかつてき おこな 介護やその他の障害福祉サービスを包括的に行う かいで |
|--------|--|--|
| | しせっにゅうしょしぇ ル 施設入所支援 | たせっ 施設において、主に夜間に行われる入浴、排せつ、食事 の介護 |
| | じりっくんれん 自立訓練 | じゅっ にちじょうせいかっ しゃかいせいかっ いとな もくてき 自立した日 常生活や社会生活を営むことを目的とし しんたいきゅう せいかつのうりょく こうじょう ひつよう くんれん た、身体機能や生活能力の向上のための必要な訓練 |
| | しゅうろういこうしぇん 就労移行支援 | はいきんかつどう きょう かた たい せいきんかつどう きかい 就 労を希望する方に対する、生産活動などの機会を ていきょう しゅうろう ひつよう ちしき のうりょくこうじょう ひつよう 提供、就 労に必要な知識や能 力 向 上のための必要なくかれん 訓練 |
| 訓練等給付 | しゅうろうけいぞくし ぇ ん 就労継続支援 | つうじょう じぎょうしょ こょう こんなん かた たい しゅうろうきかい 通常の事業所での雇用が困難な方に対する、就労機会 ていきょう せいさんかつどう きかい ていきょう つう ちしき の提供や生産活動などの機会の提供を通じた、知識やのうりょくこうじょう くんれん 能力向上のために必要な訓練 |
| 付え | しゅうろうていちゃくし ぇ ん 就労定着支援 | いっぱんしゅうろう いこう かた しゅうろう ともな せいかつめん 一般就労に移行した方への、就労に伴う生活面の かだい たいおう しえん 課題に対応するための支援 |
| | じりっせいかつえんじょ 自立生活援助 | ひとりく ひつよう りかいりょく せいかつりょく おぎな 一人暮らしに必要な理解力、生活力などを補うため ていきてき きょたくほうもん すいじ たいおう ひつよう しえん の、定期的な居宅訪問や随時の対応による必要な支援 |
| | きょうどうせいかっえんじょ 共同生活援助 (グループホーム) | きょうとうせいかつ おこな じゅうきょ 共同生活を行う住居における、主に夜間に行われる そうだん にゅうよく はい また しょくじ かいこ た にちじょうせいかつ 相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活 じょう えんじょ 上の援助 |
| | * いきょうだんしぇ ん 地 域 相 談 支 援 * * * * * * * * * * * * * * * * * * * | たいうきょ かくほ た ちいき せいかつ いこう 住居の確保その他の地域における生活に移行するため かっとう かん そうだん た べんぎ きょうよ の活動に関する相談その他の便宜の供与 |
| 相きが | * いきそうだんしぇん 地域相談支援 * * * * * * * * * * * * * * * * * * * | じょうじれんらくだいせい かくほ しょうがい とくせい きいん しょう 常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた きんきゅう じたい たいおう そうだん た べんぎ きょうよ 緊急の事態などに対応した相談その他の便宜の供与 |
| 相談支援給付 | けいかくそうだんしぇ ん 計画相談支援 りょうしぇん (サービス利用支援) | しきゅうけっていまた しきゅうけってい へんこうまえ りょう 支給決定又は支給決定の変更前にサービスなどの利用 けいかくあん さくせい しきゅうけっていまた しきゅうけってい へんこう ご 計画案を作成。また、支給決定又は支給決定の変更後、 れんらくちょうせい けいかく さくせい サービス事業者などとの連絡調整、計画の作成 |
| | けいかくそうだんし えん 計画相談支援 りょうしえん (継続サービス利用支援) | りょうじょうきょう けんしょうおよ けいかく み なお サービスなどの利用 状 況 の検 証及び計画の見直しを しきゅうけっていまた しきゅうけってい へんこう こ 実施。また、支給決定又は支給決定の変更後、サービス にぎょうしゃ れんらくちょうせい けいかく さくせい 事業者などとの連絡調整、計画の作成 |

4 医療費助成(いりょうひじょせい)

じりっしぇんいりょう こうせいいりょう ★ 自立支援医療(更生医療)

さいいじょう しんだいしょうがいしゃてちょう も かた しょうがい ていさ かる と のそ 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたり にちじょうせいかっ ょうい いりょう かくまくしゅじゅつ かんせつけいせいじゅつ がいじけいせいじゅつ しんぞうしゅじゅつ して日常生活を容易にするための医療(角膜手術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、 じんこうとうせきりょうほう う ばぁい じょふたん たい じょせいせいと 人工透析療法など)を受ける場合、自己負担に対する助成制度があります。

してあたん しょとく おう あ ふたんがく せってい いりょうひ わりそうとうがく なお、自己負担は所得に応じて1月当たりの負担額を設定します。医療費の1割相当額の はら ひく ばあい わりそうとうがく せたい しょとく しょうがい じょうきょう まいつき しはら 方が低い場合は、1割相当額となります(世帯の所得や障害の状況によって毎月の支払 げんとがく こと い限度額が異なります。)。

じりつしぇんいりょう いくせいいりょう ★ 自立支援医療(育成医療)

さいみまん しんだい しょうがい じどう また ちりょう しょうらい しょうがい のこ 18歳未満の身体に障害のある児童、又は、治療をしなければ将来において障害を残す みと しっかん じどう いくせいいりょう たいしょう と認められる疾患がある児童は育成医療の対象となります。

★ 重度障害者 (児) 医療費助成

かくしゅけんこうほけん みと しんりょう う ばあい じ こ ふたん しちょう じょせい う 各種健康保険で認められた診療を受けた場合の自己負担について、市町の助成が受けら しょとく じょせい う ばあい れます。ただし、所得により助成が受けられない場合があります。

たいしょうしゃ

した しめ いっぱんてき れい しちょう たいしょうしゃ はんい せいと こと (※)下に示すものは、一般的な例です。市町により対象者の範囲など制度が異なります

しょうさい す しちょうまどぐち そうだん ので、詳細についてはお住まいの市町窓口にご相談ください。

れい しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう ないぶしょうがい かぎ

例) 身体障害者手帳1・2級、身体障害者手帳3級(内部障害に限る。)、

りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう も かた 療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

とくべつじどうふょうてあて きゅう しょうがい かた 特別児童扶養手当1級の障害のある方

こうきこうれいしゃいりょうせいど

★ 後期高齢者医療制度

いりょうきかん まどぐちふ たん わり けいげん せいど

病 院などの医療機関における窓口負担が、1~3割に軽減される制度です。(負担割合

せたいしょとく おう へんどう

は世帯所得に応じて変動します。)

こうきこうれいしゃいりょうせいど かにゅう ばあい いま かにゅう いりょうほ けん だったい

後期高齢者医療制度に加入する場合、今まで加入していた医療保険は脱退することになり

かにゅう いりょうほけ んたんとうぶ しょ

ます。脱退手続きについては、加入していた医療保険担当部署へご確認ください。

たいしょうしゃ

【対象者】

さいいじょう かた

・75歳以上の方

さいいじょう さいみまん いってい しょうがい

にんてい う かた にんてい う

・65歳以上75歳未満で一定の障害(※)があると認定を受けた方(認定を受けるため しんせい て つづ ひつよう

の申請手続きが必要です。)

いってい しょうがい いか がいとう ばあい

※ 一定の障害は、以下に該当する場合です。

しょうがいねんきん

・国民年金法などにおける障害年金1・2級

しんたいしょうがいしゃてちょう

・身体障害者手帳1・2・3級

しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう か し しょうがい きゅう ごう りょうかし

・身体障害者手帳4級(①下肢障害4級1号(両下肢のすべての指を欠くもの)

か ししょうがい きゅう ごう さゆう

いっぽう かし かたい

②下肢障害4級3号(左右どちらか一方の下肢を下腿の

いじょう か isih

2分の 1以上で欠くもの)

か ししょうがい きゅう ごう さゆう いっぽう かし きのう

③下肢障害4級4号(左右どちらか一方の下肢の機能の

いちじる しょうがい 著しい障害)

おんせい げんごきのうしょうがい

④音声・言語機能障害

りょういくてちょう

・療 育手帳A

せいしんしょうがいしゃほ けんふく してちょう

・精神障害 者保健福祉手帳1・2 級

5 補装具(ほそうぐ)

ひとしている。 ひとされる。 ひとうない。 ひとうない。 ひとうない。 ひとうない。 ひとうない。 ひとうない。 ないます。 ないまする。 ないまするる。 ないまする。 ないまする。 ないまする。 ないまするる。 ないまするる。 ないまするる。 ないまするる。 ないまするる。 ないまする。 ないまする。 ないまするる。 ないます

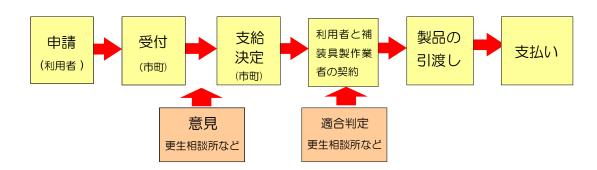
しんだい ふじゅう ぶぶん おぎな にちじょうせいかつ しょくぎょうせいかつ ょうい ぎしゅ ぎそく 身体の不自由な部分を 補って、日常生活や 職業生活を容易にするため、義手・義足、 はちょうき ほそうぐ こうにゅう しゅうりひょう きゅうふ う げんそく わり 補聴器などの補装具の購入・修理費用などの給付が受けられます。なお、原則として1割 りょうしゃ かた ふたん しょとく おう いってい ふたんじょうげんがく もう を利用者の方に負担していただきます(所得に応じて一定の負担上限額が設けられています。)。

★ 補装具の種類

| はようがい くぶん 障害の区分 | ほそうぐ しゅるい 補装具の種類 |
|-------------------------|---|
| しかくしょうがい 視覚障害 | もうじんようあんぜん めがね しゃこう じゃくし ぎがん 盲人用安全つえ、眼鏡(遮光、弱視)、義眼 |
| まょうかくしょうがい 聴覚障害 | 補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に がぎ 限る。) |
| したいふじゅう 肢体不自由 | ほこうほじょ ほこうき ざいほじそうち (るまいす でんどう(なまいす) 歩行補助つえ、歩行器、座位保持装置、車椅子、電動車椅子 など |
| したい おんせいげんご 肢体及び音声言語 | じゅうとしょうがいしゃょういしでんたっそうち 重度障害者用意思伝達装置 |

- *生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は、利用者負担なし(O円)。

★ 手続きの流れ



6 地域生活支援事業(ちいきせいかつしえんじぎょう)

おきますする。 お住まいの市町

しょうがい かた す な ちいき こじん そんげん も にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 障害のある方が、住み慣れた地域で個人としての尊厳を持って日常生活や社会生活をいとな でき じゅうみん もっと みぢか しちょう ちゅうしん さまざま せいかつしえん おこな営 むことが出来るよう、住民に最も身近な、市町を中心に様々な生活支援を行うといじぎょう

う事業です。

しちょう ちいきとくせい りょうしゃ じょうきょう おう じっし じぎょう こと だいひょうてき 市町の地域特性や利用者の 状 況 に応じて、実施している事業が異なりますので、代表的 じれい けいさい じぎょう じっしじょうきょう りょうしゃふたん す しちょう しょうがい な事例を掲載しています。事業の実施 状 況 や利用者負担などは、お住まいの市町の障害 高くしたんとうまとぐち と あ 福祉担当窓口にお問い合わせください。

ぃしきつうしえんじぎょう ★ 意思疎通支援事業

ちょうかく しょうがい かた いしそっっ はか しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ はけん 聴覚などに障害のある方との意思疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を おこな 行います。

たちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう ★ 日常生活用具給付等事業

しょうがいしゃ じ にちじょうせいかつ べんぎ はか とくしゅべんき にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 障害者(児)の日常生活の便宜を図るため、特殊便器などの日常生活用具の給付などをします。

だんさかいしょう じゅうかんきょう かいぜん おこな じゅうたくかいしゅうひ きゅうふ また、段差解消など、住環境の改善を行うための住宅改修費を給付します。 なんびょう しょうがい たいしょう ばあい

なお、難病などによる障害により対象となる場合があります。

しかくしょうがい しかくしょうがいしゃよう しかくしょうがいしゃようどくしょ き

- ◆視覚障害…視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用読書器など
 - ちょうかく げんごしょうがい おくないしんごうそうち じんこうこうとう
- ◆ 聴 覚・言語 障 害・・・屋内信号装置、人口喉頭など
- したいふじゅう とくしゅべんき とくしゅしんだい にゅうよくほじょょうぐ ◆肢体不自由・・・特殊便器、特殊寝台、入浴補助用具など
- ないぶしょうがい でんどうしき きゅういんき そう
- ◆内部 障 害···ネブライザー、電動式たん吸引器、ストーマ装具など

☆ 移動支援事業

まくがい いとう こんなん しょうがい かた がいしゅつ しえん いとうしえんじゅうじしゃ はけん 屋外での移動が困難な障害のある方の外出を支援するために移動支援従事者の派遣を おこな 行います。

7 その他の生活支援(そのたのせいかつしえん)

| しぇん ないよう 支援の内容 | といぁゎ さき お問合せ先 |
|--|---|
| 生活訓練の実施 生活訓練の実施 オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者発声訓練のほか、 はかく ちょうがく しょうがい かた せいかっくんれん 視覚や聴覚に障害のある方のための生活訓練を行います。 | 計算的けんしょうがいかくしか 静岡県障害福祉課 TEL(054)221-2367 FAX(054)221-3267 |
| もう しゃ む つうやくけんかいじょしゃ はけん 盲ろう者向け通訳兼介助者の派遣 ちょうかく しかく しょうがい かた 聴覚及び視覚に障害のある方のコミュニケーションと外出の 支援を行う通訳兼介助者を派遣します。 | はずまかけんちょうかくしょうがいしゃじょうほう 静岡県聴覚障害者情報センター TEL(054)221-1257 FAX(054)221-1258 |
| 身体障害者補助犬の給付 りないしょうがいしゃほじょけん まゅうふ 身体障害者補助犬の給付 しんたい じゅうど しょうがい かた じりっ しゃかいさんか ひっょう かた 身体に重度の障害のある方の自立と社会参加のため、必要な方に しんたいしょうがいとりほじょけん もうどうけん かいじょけん ちょうどうけん きゅうふ 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を給付します。 | 最高のはない。 静岡県障害福祉課 TEL(054)221-2367 FAX(054)221-3267 |
| ガイドヘルパーネットワーク じゅうどしかくしょうがいしゃ けんがい いどうしえん 重度視覚障害者の県外への移動支援 | は 静岡県視覚障害者情報支援センター TEL (054) 253-0228 FAX (054) 250-0766 |
| しょうがいしゃ 障害者スポーツの振興 しょうがいしゃ にとう たいかい けんしゅう かいさい 障害者スポーツの指導や大会、研修の開催 | まうかい 静岡県障害者スポーツ協会 TEL(054)221-0062 FAX(054)651-2600 |
| また。 かままうして 親子の手記教室 ちょうべ しょうがい 聴覚に障害のある子どもとその親(保護者)が手話を学ぶための 教室を開催しています。 | 計算を行んちょうかくようがいたきょうかい 静岡県聴覚障害者協会 TEL(054)254-6303 FAX(054)254-6294 |
| ピアカウンセリングの開催 お子さんの耳の聞こえに不安を感じている親(保護者)のために、 ピアカウンセリングを開催しています。 | 静岡県補助犬支援センター TEL(054)270-6676 FAX(054)266-6633 |

さいがいじょうほう はいしん

★ 災害情報の配信

ルします。

ちょうかくまた しかく しょうがい かた けいたいでんわ じしん おおあめ さいがい かん じょうほう 聴 覚又は視覚に障 害のある方の携帯電話に地震や大雨などの災害に関する情 報をメー

てつづ もうしこみようし ひつようじこう きにゅう うえ しちょうまとぐち ていしゅつ ◆手続き:申込用紙に必要事項を記入の上、市町窓口に提出

りょうだいきん むりょう つうわりょう つうしんりょう し こ ふたん ◆利用代金:無料(通話料・通信料などは自己負担)

ていきょう さいがいじょうほう れい

◆提供している災害情報の例

けん じょうほう よちじょうほう ちゅういじょうほう じしん かんれん ちょうさじょうほう

・県からの情報:予知情報、注意情報、地震に関連する調査情報など

しちょう じょうほう ひなんかんこく し じ ひなんちじょうほう

・市町からの情報:避難勧告・指示、避難地情報など

◆問い合わせ先:お住まいの市町

しずおかけんりつちゅうおうとしょかんゆうそうかしだし

★ 静岡県立中央図書館郵送貸出サービス

じゅうと しょうがい としょかん らいかん こんなん かた ゆうそう としょ かしだし おこな 重度の障害があり図書館への来館が困難な方に、郵送による図書の貸出を行います。

たいしょうしゃ しずおかけん ざいじゅう つぎ も かた

◆対象者:静岡県に在住し、次のいずれかをお持ちの方

か し たいかん いどうきのう しょうがい きゅう きゅう しんたいしょうがいしゃてちょう

1 下肢・体幹・移動機能の障 害が1級 または2級 の身体障害者手帳

しんぞう じんぞう こきゅうき ぼうこう ちょくちょう しょうちょう きのうしょうがい きゅう

2 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害が1級

きゅう しんたいしょうがいしゃてちょう または3級の身体障害者手帳

めんえき かんぞう きのうしょうがい きゅう きゅう しんたいしょうがいしゃてちょう

3 免疫、肝臓の機能障害が1級から3級までの身体障害者手帳

しょうがい ていど りょういくてちょう

4 障害の程度がAの療育手帳

ようかいごじょうたい くぶん ようかいご かいごほけんひほけんしゃしょう

5 要介護状態の区分が要介護5の介護保険被保険者証

がいとう らいかんりょう こんなん かた けんりつちゅうおうとしょかん そうだん

※いずれにも該当せず、来館利用が困難な方は、県立中央図書館にご相談ください。

てつづ でんわ かしだし せいきゅう しょかいりよう じ りようしゃとうろく

◆手続き:電話、FAX などで貸出の請 求をします(初回利用時に利用者登録があります)。

りょうだいきん むりょう そうりょう ふく つうわりょう つうしんりょう じ こ ふたん

◆利用代金:無料(送料を含む、通話料・通信料などは自己負担)

かしだしすう としょ ざっしあ さついない しちょうかくしりょう てんいない

◆貸出数:図書・雑誌合わせて20冊以内、視聴覚資料3点以内

かしだしきかん げついない ゆうそうきかん ふく

◆貸出期間:1か月以内(郵送期間を含む。)

と あ さき しずおかけんりつちゅうおうとしょかんちょうさかいっぱんちょうさはん

◆問い合わせ先:静岡県立中 央図書館調査課一般調査班

TEL: 054-262-1245 FAX: 054-264-4268

★ 重度身体障害者等防災対策事業費助成

だいきぼさいがい そな じゅうど しんたいしょうがい かた しよう たいしんたいさく

大規模災害などに備えるため、重度の身体障 害がある方が使用するベッドに耐震対策を

ほどこ ていでん じ ひじょうようでんげん かくほ じんこうこきゅうきそうちゃくかんじゃ じょうよう

施したり、停電時の非常用電源を確保するため、人工呼吸器装着患者の常用バッテリー

およ はつどうはつでんき こうにゅうひょう しかくまた ちょうかく しょうがい さいがいじょうほう しゅとく こんなん かた

及び発動発電機の購入費用、視覚又は聴覚に障害のある災害情報の取得が困難な方の

さいがいじょうほうじゅしんかんれん き き こうにゅうひょう じょせい

災害情報受信関連機器の購入費用について助成します。

しちょう じぎょう じっしじょうきょう こと しょうさい す しちょうまどぐち

市町により事業の実施 状 況 が異なりますので、詳 細についてはお住まいの市町窓口に

ご相談ください。

ざいたくじゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ りょういくしえんじぎょう★ 在宅 重 症 心身障害児 (者) 療 育支援事業

さいたく じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ 在宅の重 症心身障害児(者)などに対して、専門職員が療育相談などを行います。

| けんいき 圏域 | じぎょうしょめい 事業所名 | _{ほうじんめい} 法人名 | しょざいしちょう 所在市町 | でんわばんごう 電話番号 |
|------------------------|-----------------------------------|---|-------------------------|--------------|
| かも賀茂 | がいきせいかつしぇん 地域生活支援センター すまいる | しゃかいふく しほうじん い す かい 社 会福祉法 人伊豆つくし会 | しもだし 下田市 | 0558-28-0106 |
| あたみ 熱海 いとう 伊東 | そうだんしぇん 相談支援センターいぶき | しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 じょうがさき さと 城ヶ崎いこいの里 | いとうし 伊東市 | 0557-52-3213 |
| ずんとう 駿東 | いすいりょうふくし 伊豆医療福祉センター | しゃかいふく しほうじんおんしざいだんさいせいかい 社会福祉法人恩賜財団済生会 し ぶしずおかけんさいせいかい 支部静岡県済生会 | いまくにし伊豆の国市 | 055-949-1418 |
| たがた田方 | フジ虎ノ門整形外科病院 | しゃかいいりょうほうじんせい こ かい 社会医療法人青虎会 | でてんばし 御殿場市 | 0550-88-0043 |
| * 富士 | せいかつかいこじぎょうしょ 生活介護事業所メルシー | かぶしきがいしゃ 株式会社エーキックス | ふじし 富士市 | 0545-67-5400 |
| しずおか | アグネス静岡 | しゃかいふく レほうじんこひつじがくえん 社会福祉法人小羊学園 | しずおかし 静岡市 | 054-249-2833 |
| した 志太 はいばら 榛原 | じょうがいふくし 障害福祉サービス事業所 わかふじ | しゃかいふく しほうじんふすいかい 社会福祉法人富水会 | ふじえだし 藤枝市 | 054-636-1710 |
| ちゅう | とうえん ち く せいかつしえん 東遠地区生活支援センター | とうえんがくえんくみあい 東遠学園組合 | ^{きくがわし} 菊川市 | 0537-35-2971 |
| 中き東続遠 | せいかつかいこじぎょうしょ 生活介護事業所 ぴのほーぷ | しゃかいふく しほうじん わ しょうかい 社会福祉法人和松会 | がけがわし掛川市 | 0537-29-5858 |
| 遠 | そうだんしえんじぎょうしょ ゆい 相談支援事業所 結 | しゃかいふく しほうじんふくはまかい 社会福祉法人福浜会 | いわたし 磐田市 | 0538-58-2362 |

と あ き **t しちょうまた けんけんこうふくしぶしょうがいふくしか**◆問い合わせ先:お住まいの市町又は県健康福祉部障害福祉課

8 身体障害者社会参加支援施設など(しんたいしょうがいしゃしゃかいさんかしえんしせつなど)

| か設名 | しょざいち れんらくさき 所在地・連絡先 | | |
|---|--|--|--|
| しずまかけんしんたいしょうがいしゃ ふくし 静岡県身体障害者福祉 センター | TEL(054)252-7829、FAX(054)255-2011 E-mail:syougaisya@za.tnc.ne.jp リェラじゅん | | |
| しずぉゕゖんし かくしょうがいしゃじょうほう 静岡県視覚障害者情報 しぇん 支援センター | (第5日曜日と月曜日が祝日となる日は休業日) 「たい」にちょうび けっようび しゅくじっ ひ きゅうぎょうび (第5日曜日と月曜日が祝日となる日は休業日) 「たい」としょ ろくおんとしょ むりょうかしだし おこな | | |
| しずまかけんちょうかくしょうがいしゃじょうほう 静岡県聴覚障害者情報 センター | でまく しゅわい マネリ (| | |

しょうがいしゃしょくぎょうのうりょくかいはつ し せつ

★ 障害者職業能力開発施設など

しょうがい かた む しょくぎょうくんれん じゃくねんしゃ

○障害のある方向けの職業訓練(若年者コース訓練)

しょくぎょうくんれんこう ねんかん しょくぎょうのうりょくかいはつ じっし

県立あしたか職業訓練校では、1年間の職業能力開発を実施しています。

おも しんたいしょうがい かた たいしょう くんれん ていいん にん か

・コンピュータ科・・・主に身体障害のある方を対象とした訓練(定員10人)

か おも ちてきしょうがい かた たいしょう くんれん ていいん にん ・生産・サービス科・・・主に知的障害のある方を対象とした訓練(定員40人)

けんりつしょくぎょうのうりょくかいはつ しせつ こうかたんきだいがっこう しずおか

また、県立 職 業 能 力開発施設(工科短期大学校(静岡キャンパス、沼津キャンパス)

およ はままつぎじゅつせんもんこう しょくぎょうくんれん じっし

及び浜松技術専門校)では、そのほかにも 職 業 訓練を実施しています。 しょくばじっしゅうちゅうしん くんれん

げつていど じぎょうぬしい た くくんれん ・事業主委託訓練・・・職場実習中心の訓練です。(3か月程度)

ざがく しょくばじっしゅう く あ ・デュアル訓練・・・座学と職場実習を組み合わせた訓練です。(3か月~6か月)

つと かた たいしょう きぎょう くんれん

・在職者訓練・・・企業にお勤めの方を対象にした訓練です。(2日~6日程度)

じっしこう 【実施校】

| コース名 | あしたか職業 訓練校 | こうか たんきだいがっこう 工科短期大学校 (静岡キャンパス) | こうか たん きだいがっこう 工科短期大学校 (沼津キャンパス) | はままつぎじゅつせんもんこう 浜松技術専門校 ^{はままつ} (浜松テクノカレッジ) |
|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--|---|
| だがくねんしゃ 若年者コース くんれん 訓練 | 0 | 詳細につ | | せください。 |
| 事業主委託訓練 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| デュアル訓練 | | 0 | 0 | 0 |
| 在職者訓練 | 0 | 0 | | 0 |

れんらくさき

【連絡先】

| けんりっ しょくぎょうくんれんこう 県立あしたか職業訓練校 | ぬまづしみやもと 沼津市宮本5-2 | TEL (055)924-4380 |
|---------------------------------|----------------------|-------------------|
| 宗立め じたが 職 未 mill体代 | /10/年中百年0 と | FAX(055)924-7758 |
| けんりつこうかたんきだいがっこう 県立工科短期大学校 | しずおかししみずくくすのき | TEL (054)345-3098 |
| (静岡キャンパス) | 静岡市清水区 楠 160 | FAX(054)345-2921 |
| けんりつこうかたんきだいがっこう 県立工科短期大学校 | ぬま づしおおおか | TEL (055)925-1072 |
| ^{ぬまづ} (沼津キャンパス) | 沼津市大岡4044-24 | FAX(055)925-1115 |
| けんりつはままつぎじゅつせんもんこう 県立浜松技術専門校 | | TEL (053)462-5602 |
| (浜松テクノカレッジ) | 洪松巾中央区小池町2444-1 | FAX(053)462-5604 |

9 年 金(ねんきん)

しょうがいき そねんきん ★ 障害基礎年金

こくみんねんきん かにゅう あいだ しょうがい き そ ねんきん いってい 障 害基礎年金は、国民年金に加入している 間 にかかった病気やけがによって一定の しょうがい じょうたい さいいじょう かにゅう しきゅう あと 障害の状態にあるときに支給されるほか、60歳以上で加入をやめた後、65歳までの間 しょうがい じょうたい さいまえ しょうがい さい に障害の状態にあるとき、また、20歳前の障害については20歳になったときや20歳 いこう いってい しょうがい じょうたい 以降に一定の障害の状態にあれば受けることができます。

しょうがいき そねんきん とうきゅう しんだいしょうがいしゃてちょう とうきゅう べつ こくみんねんきんほう とうきゅう 障害基礎年金の等級は、身体障害者手帳の等級とは別に、国民年金法による等級ににんてい よって認定されます。

ahがく きゅう えん ◆年額: (1 級)1,020,000円

きゅう えん れいわ ねん ぶん (2級)816,000円 (令和6年4月分から)

しんしんしょうがいしゃふょうきょうさいせいど にんいかにゅう ★ 心身障害者扶養共済制度(任意加入)

❸ 覧い合わせ先:お住まいの市町

しょうがい かた ふょう ほごしゃ みずか せいぞんちゅう まいつきいってい かけきん 障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を

がた はこしゃ まんいち しぼう じゅうとしょうがい しょうがい かた 納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方 しゅうしんいっていがく つき まんえん ねんきん しきゅう にんいかにゅう せいと に終身一定額(月2万円)の年金が支給される任意加入の制度です。

かにゅう ほごしゃ ようけん

◆加入できる保護者の要件

ねんれい さいみまん まいとし がっ にち ねんれい とくべっ しっぺい せいめいほけんけいやく たいしょう年齢が65歳未満(毎年4月1日における年齢)で、特別の疾病がなく、生命保険契約の対象

けんこうじょうたい となる健康状態であること

しょうがい かた はんい

◆障害のある方の範囲

しんたいしょうがい しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅうしょじしゃ

①身体障害(身体障害者手帳1級~3級所持者)

ちてきしょうがい りょういくてちょう しょじしゃ

②知的障 害 (療 育手帳A・B所持者)

せいしんしょうがい せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう きゅうしょじしゃ

③精神障害(精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者)

じょうき どうていど しょうがい みと

④上記と同程度の障害と認められるもの

でちょう しょじ かにゅう ぱぁぃ (手帳を所持していなくても加入できる場合があります。)

かけきん しょとくぜい ちほうぜい ぜんがくしょとくこうじょ なお、掛金は所得税・地方税とも全額所得控除されます。

10 手 当(てあて)

おい合わせ先:お住まいの市町

しんだい ちてきまた せいしん じゅうどまた ちゅうと しょうがい さいみまん じどう かんご かた 身体、知的又は精神に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護している方に

しきゅう しょとくじょうきょう てあて しきゅう ばあい

支給されます。ただし、所得 状 況 などにより手当が支給されない場合があります。

てあてげつがく きゅう えん

◆手当月額: (1級)55,350円

きゅう えん れいわ ねん がつぶん (2級)36,860円 (令和6年4月分から)

しはらい じき がつ がつぶん がつぶん がつぶん がつぶん がつぶん

◆支払時期:4月(12月分から3月分)、8月(4月分から7月分)、11月(8月分から

がつぶん 11月分)

じゅきゅう こ つぎ がいとう ばぁい てぁて う しかく 受 給後、次のいずれかに該当する場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、 しふくしじむしょまた まちゃくば とと で すみやかに市福祉事務所又は町役場へ届け出てください。

じゅきゅうしゃ じどう かんご

- ① 受給者が児童を監護しなくなったとき じゅきゅうしゃまた じどう しほうおよ にほんこくがい てんしゅつ
- ② 受給者又は児童が死亡及び日本国外へ転出したとき しどう しょうがい しきゅうじゆう こうてきねんきん う
- ③ 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けるようになったときたいしょうじどう しょうがい ていど せいれい きだ しょうがい じょうだい がいとう
- ④ 対象児童の障害の程度が政令で定められた障害の状態に該当しなくなったとき じどう じどうふくししせつ ほいくしょ つうえんしせつ ほしにゅうしょ のぞ にゅうしょ
- じとう じとうふくししせつ ほいくしょ つうえんしせつ ほしにゅうしょ のぞ にゅうしょ にゅうしょ の 児童が児童福祉施設など(保育所、通園施設、母子入所などは除く。)に入所しているとき

★ 特別障害者手当

にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいこ ひつよう さいいじょう ざいたくじゅうとしょうがいしゃ かた しきゅう 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者の方に支給

しょとくじょうきょう てあて しきゅう ばあい

されます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

てあてげつがく えん れいわ ねん がつぶん

◆手当月額: 28,840円 (令和6年4月分から)

しはらい じ き がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん がつ

◆支払時期:2月(11月分から1月分)、5月(2月分から4月分)、8月(5月分から7

がつぶん 月分)

がつ がつぶん がつぶん 11月(8月分から 10月分)

★ 障害児福祉手当

にちじょうせいかつ じょうじか い ご ひつよう

さいみまん ざいたくじゅうどしょうがいしゃ かた しきゅう

日 常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害者の方に支給されま

しょとくじょうきょう てあて しきゅう ばあい

す。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

てあてげつがく えん れいわ ねん がつぶん

◆手当月額:15,690円(令和6年4月分から)

しはらい じ き がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん がつぶん

◆支払時期:2月(11月分から1月分)、5月(2月分から4月分)、8月(5月分から

がつぶん がっ がつぶん がつぶん 7月分)、11月(8月分から 10月分)

11 税 金(ぜいきん)

である。 する まま しょう せいむしょ けんざいむ じむしょ 問い合わせ先:お住まいの市町、税務署、県財務事務所

しょうがい ていど いっていいじょう ばあい かくしゅ ぜい げんめんそち

★障 害の程度が一定以上の場合、各種の税の減免措置などがあります。

| 区分 | げんめんないよう 減免内容 | が 対 象 者 など | 問い合わせ先 |
|---|------------------|---|---|
| しょとくぜい 所得税 | しょとくこうじょ 所得控除 | とくべっしょうがいしゃ ほんにん こうじょたいしょうはいぐうしゃ ふょうしんぞく 特別障害者 (本人、控除対象配偶者、扶養親族) しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう 身体障害者手帳 1・2級 しょうがいしゃ ほんにん こうじょたいしょうはいぐうしゃ ふょうしんぞく 障害者 (本人、控除対象配偶者、扶養親族) しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう 身体障害者手帳3~6級 | がおまれた 税務署 P30 (*) |
| ^{じゅうみんぜい} 住民税 | いまとくこうじょ 所得控除 | はまうがいしゃ しょとくぜい おな とくべっしょうがいしゃ しょとくぜい おな 障害者 (所得税と同じ)、特別障害者 (所得税と同じ) | 市 町 P28 |
| にとうしゃぜい 自動車税 がみきょうせいのうわり (環境性能割 しゅべり割) サいじとうしゃぜい 軽自動車税 かんきょうせいのうわり がんきょうせいのうわり 環境性能割 | 減免 | ・身体障害者が取得又は所有する自動車などで、 ・身体障害者が取得又は所有する自動車などで、 もっぱ とうがいしんたいしょうがいしゃ うんてん はあい 専ら当該身体障害者が運転する場合 しんたいしょうがいしゃ しゅとくまた しょゆう じょうしゃ ・身体障害者が取得又は所有する自動車などで、 もっぱ とうがいしんたいしょうがいしゃ なりわい つうがく つういん つうしょ 専ら当該身体障害者の生業・通学・通院・通所 | けんざいむじむしょ 県財務事務所 P31 |
| # いじどうしゃぜい 軽自動車税 しゅべっねり 種別割 | | のために、当該身体障害者と生計を一にする者またとうがいしんたいしょうがいしん じょうじかいこ もの うんてん 又は当該身体障害者を常時介護する者が運転する場合 たいしょう しょうがい ていど じべーじひょう か対象となる障害の程度は次頁表のとおり | 巾 街 下 町 P28 |
| 事業税 | ずかぜい 非課税 | りょうがん しりょく きょうせいしりょく 両眼の視力 (矯正視力)が 0.06以下の視覚障害者が行うあんま、はり、きゅうなど | けんざいむじむしょ 県財務事務所 P31 |
| 相続税 | がくこうじょ税額控除 | しょうがいしゃ そうぞくまた いぞう でいさん しゅとく | #!\text{\tex{\tex |
| ぞうよぜい 贈与税 | びかぜい非課税 | 「障害者非課税信託申告書」の提出により、特定はますがいしゃかまうしんたくけいやく もと さくべっしょうがいしゃ を きょうがいしゃ なまうしんたくけいやく しょうがいしゃ できる 大養信託契約に基づく特別障害者である しゅきゅうしゃ たい して 6,000万円までは非課税となる。 | #INTUR 税務署 P30 (*) |

FAX 052 (951) 4614 ※申告書、申請書などの書類の提出は出来ません。

◆自動車税などの減免の対象となる等級(注4、注5)

| しょうがいしゅべつ 障害種別 | はいます。 本人が取得 また しょゆう うんてん 又は所有し、運転 | はいけいどういっしゃまた 本人が取得又は所有 せいけいどういっしゃまた し、生計同一者又は じょうじかいこしゃ うんてん 常時介護者が運転 (注3) | 本人が 18歳未満、 本人が 18歳未満、 せいけいどういっしゃ しゅとくまた 生計同一者が取得又 は所有し、運転(注 3) |
|---|--|--|---|
| しかく 視覚 | 1∼3、4の1 | ^{total} た同じ | ^{ひだり} ^{おな} 左に同じ |
| ちょうかく 聴覚 | 2、3 | でだり asa 左に同じ | oti) to 左に同じ |
| ーへいこう 平衡 | 3 | otely sag 左に同じ | otti sta 左に同じ |
| ahatu 音声 | こうとうできしゅっ 3 (喉頭摘出のみ) | _ | _ |
| じょうしきのう 上肢機能 | 1、2 | ひだり おな 左に同じ | otal sta 左に同じ |
| - か し きのう 下肢機能 | 1~6 | 1~3(注6) | oti) sta 左に同じ |
| たいかん 体幹 | 1~3、5 | 1~3(注6) | oti) ta 左に同じ |
| のうびょうへん じょうし 脳病変・上肢(注1) | 1、2 | ひだり おな 左に同じ | otal sta 左に同じ |
| のうびょうへん いどう 脳病変・移動(注1) | 1~6 | 1~3(注6) | oti) sta 左に同じ |
| ないぶじょうかい のぞくめんえき 内部障害(除:免疫 、 ^{かんぞう} 肝臓) (注2) | 1、3 | ^{ひだり まな} 左に同じ | ひだり ^{おな} 左に同じ |
| めんえき きのう 免 疫機能 | 1~3 | でだり abs 左に同じ | ^{ひだり} た 左に同じ |
| かんぞう 肝臓 | 1~3 | ひだり おな 左に同じ | otel sta 左に同じ |

にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のうびょうへん

うんどうき のうしょうがい

(注1)乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

しんぞうきのう そうきのう こきゅうききのう また ちょくちょう きのう しょうちょうきのう

(注2)心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は 直 腸 の機能・ 小 腸 機能

せいけいどういつしょうめいしょまた じょうじか い ごしょうめいしょ しちょう はっこう

(注3)生計同一証明書又は常時介護証明書は市町で発行

(注4)同一部位に複数障害を有している場合、部位ごとで合算された後の等級で判断しますので、事前にお問い合わせください。

いちぶ しちょう じょうけん こと ばあい くり かくしちょう と (注5)一部の市町においては条件が異なる場合がありますので、詳しくは各市町へお問

い合わせください。

しょうがいしゅべつ か し きのう きゅう きゅう かくきゅう たいかん きゅうおよ

(注6) 障害種別が下肢機能の4級から6級までの各級、体幹の5級及び

のうびょうへん いどう きゅう きゅう かくきゅう がいとう かた ちょうふく

脳 病変・移動の4 級 から6 級 までの各 級に該当する方に、重 複して

しょうがい ばあい そうごうとうきゅう かくしょうがいしゅべつ とうきゅう よ か

障害がある場合は、総合等級を各障害種別の等級に読み替えます。

12 割引・減免など(わりびき・げんめんなど)

3 問い合わせ先: お住まいの市町 など

★ JR・県内私鉄、バス、タクシーなどの旅客運賃割引制度

うんそうじぎょうしゃまた ろせん こと かくうんそうじぎょうしゃ と あ

運送事業者又は路線によって異なることがありますので各運送事業者にお問い合わせください。

| ^{こうつう} 交通 | わりび | が象の区分 | 券種 | | 李 | | | | |
|---|-----|------------------------|--------------------------|------|----------|--|--|--|--|
| 機関 | 割り | 別家の区分 | 分 種 | 本人 | かいごしゃ | | | | |
| アつ ドラ | | 单独利用 | 普通 (※1) | 50% | _ | | | | |
| 鉄 道 〔JR〕 | 第1種 | 介護者あり | 普通、回数券、急行、定期(※2) | 50% | 50% | | | | |
| | 第2種 | 華独利用 | [҈] 。 普通(※1) | 50% | _ | | | | |
| | おと悝 | 介護者あり(※3) | 定期(※2) | _ | 50% | | | | |
| 鉄道 | | | こよって異なることがありる | ます。 | | | | | |
| [私鉄] | | じ ぎょうしゃ 事 業者 | にお問い合わせください。 | | | | | | |
| 県内 | 第1種 | 華独利用 | 普通、定期(割引率30%) | 50% | _ | | | | |
| バス | | 介護者あり | どうじょう ロ 上 | 50% | 50% | | | | |
| (※4) | 第2糧 | | どうじょう 同上 | 50% | _ | | | | |
| タクシ ー(※5) | | | (メーター料釜) | 1 0% | | | | | |
| がくうんそうじぎょうしゃまた ろせん こと 各運送事業者又は路線によって異なることがあります。 | | | | | | | | | |
| 剂 | | 尹耒白 | にの回いログはへたさい。 | | | | | | |

かたみち こ ばあし

(※1) 片道100kmを超える場合

しょうにていきじょうしゃけん のぞ

(※2) 小児定期乗車券を除く

ほんにん さいみまん ばあい かぎ

(※3) 本人が12歳未満の場合に限る

ていきけん じょうしゃけんこうにゅう じ げしゃ じ かなら しんたいしょうがいしゃてちょう ていじ

(※4) 定期券、乗車券購入時やバス下車時に必ず身体障害者手帳を提示してくだ

しょうさい りょう がいしゃ と あ さい。詳細はご利用になるバス会社へお問い合わせください。

しちょう べっとじょせいせいど じっし ばあい

(※5) 市町により別途助成制度を実施している場合があります。

けんりつしせつ りょうりょうきん げんめん ★ 県立施設の利用料金の減免

げんめん ないよう かくしせっ こと 減免の内容は各施設よって異なりますので詳細は各施設へお問い合わせください。

| 対象施設 | しょぎいち でんわばんごう 所在地・電話番号 | げんめん そ ち たいしょうこうもく 減免措置の対象項目 | | | | | |
|--|---|----------------------------------|--|--|--|--|--|
| けんりっぴじゅっかん 県立美術館 | 〒422-8002 Lffa かしするがく や だ 静岡市駿河区谷田53-2 TEL(054)263-5755 | mhashaga 観覧料 | | | | | |
| ふじのくに地球環境史ミュージ アム | 〒422-8017 | かんらんりょう 観覧料 | | | | | |
| ふじのくに茶の都ミュージアム | 〒428-0034 しまだしかなやふじみちょう 島田市金谷富士見町3053-2 TEL(0547)46-5588 | かんらんりょう 観覧料 | | | | | |
| はずおかけん à じさんせかいいさん 静岡県富士山世界遺産センター | 〒418-0067 高七宮市宮町5-12 TEL(0544)21-3776 | かんらんりょう 観覧料 | | | | | |
| けんすいさん かいようぎじゅつけんきゅうしょ 県水産・海洋技術研究所 ふ じょうそんじょう 富士養鱒場 | 〒418-0108 ^{あじのみゃしいのかしら} 富士宮市猪之頭579 の2 TEL(0544)52-0311 | かんらんりょう 観覧料 | | | | | |
| けんりつしんりんこうえんもり いえ 県立森林公園森の家 | 〒434-0016 はままっしはまなく ねがた 浜松市浜名区根堅2450-1 TEL(053)583-0090 | りょうりょうきん 利用料金 | | | | | |
| はまなこたいけんがいようけんきゅうじょはまなこ ぶんじょう 県水産・海洋研究所浜名湖分場 はまなこたいけんがくしゅうし せっ 浜名湖体験学習施設「ウォット」 | 〒431-0214 はままつしちゅうおうくまいきかちょうへんてんじま 浜松市中央区舞阪町弁天島5005-3 TEL(053)592-2880 | りょうりょうきん利用料金 | | | | | |
| 県営都市公園 | | | | | | | |
| ・静岡県富士山こどもの国 | 〒417-0803 高士市桑崎1015 TEL(0545)22-5555 | | | | | | |
| ・愛鷹広域公園 | 〒410-0001 **まづしましたか 沼津市足高202 TEL(055)924-8878 | | | | | | |
| しずおかけんくさなぎそうごううんどうじょう ・静岡県草薙総合運動場 | 〒422-8008 しずまかしするがくくりはら 静岡市駿河区栗原19-1 TEL(054)261-9265 | にゅうえんりょうまた りょうりょうきん 入園料又は利用料金 | | | | | |
| ぉがきゃまそうごううんどうこうえん ・小笠山総合運動公園 | 〒437-0031 ※はいしまいの 袋井市愛野2300-1 TEL(0538)41-1800 | | | | | | |
| えんしゅうなだかいひんこうえん ・遠州灘海浜公園 | 〒430-0844 はままっしちゅうおうくえのしまちょう 浜松市中央区江之島町1706 TEL(053)442-6775 | | | | | | |
| ・浜名湖ガーデンパーク | 〒431-1207 はままつしちゅうおうくのらくしちょう 浜松市中央区村櫛町5475-1 TEL(053)488-1500 | | | | | | |
| けんりつすいえいじょう 県立水泳場 | 〒421-2116 しずまかしあおいくにしがゃ 静岡市葵区西ヶ谷357-2 TEL(054)296-3675 | りょうりょうきん 利用料金 | | | | | |

| シ じ すいえいじょう 富士水泳場 | 〒417-0801 富士市大淵266 TEL(0545)35-6022 | りょうりょうきん 利用料金 |
|----------------------|---|------------------|
| けんぶどうかん | 〒426-0067 | りょうりょうきん |
| 県武道館 | A D A D A D A D A D A D A D A D A D A D | 利用料金 |

げんめん う ばあい しんたいしょうがいしゃてちょうまた ていじ

※減免を受ける場合は、身体障害者手帳又はミライロIDを提示してください。

★有料道路の料金割引

しちょう まとぐち しんぜい ひつようじこう きさい う しんだいしょうがいしゃでちょう けいこう しょうがいしゃほんにん 市町の窓口に申請し、必要事項の記載を受けた身体障害者手帳を携行して、障害者本人 うんてん ばあいおよ じゅうどしょうがいしゃ りょかくてつどうかぶしきがいしゃりょかくうんちんげんがく だい しゅ てきょう う が運転する場合及び重度障害者(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の第1種の適用を受けて かた じょうしゃ しんぞく にちじょうてき かいご かた うんてん ゆうりょうどうろ りょう ばあいいる方)が乗車して親族や日常的に介護する方などが運転し、有料道路を利用する場合 しょてい ようけん み じどうしゃ だい つうこうりょうきん さいだい わりびき に、所定の要件を満たす自動車に対して、の通行料金の最大50%が割引されます。 むせんつうこう そうこう りょう りょう しょてい てつづ へ

ETC無線通行(ノンストップ走行)によるETC利用についても所定の手続きを経れば
とうよう わりびき う くわ す しちょう そうだん
同様の割引が受けられます。詳しくはお住まいの市町にご相談ください。

★ 携帯電話基本使用料などの割引

でんわがいしゃ しんだいしょうがいしゃでちょう りょういくてちょう せいしんほけんふくしてちょう こうふ 電話会社によっては、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかの交付 かた けいだいでんわ きほんしようりょう わりびき ぐたいてき わりびきないよう りっ てを受けている方の携帯電話の基本使用料などが割引となります。具体的な割引内容や率、手 でんわがいしゃ そうだん 続きなどは契約している電話会社にご相談ください。

★ NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しんだいしょうがいしゃてちょう しかくしょうがい きゅう しだい 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳(視覚障害1~6級と肢体 ふじゅう じょうし だいかん にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のうびょうへん うんどうきのうしょうがい きゅう 不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1・2級、ちょうかくしょうがい きゅう おんせいきのう げんごきのうまだ きのう しょうがい きゅう 聴覚障害2~4級・6級、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害3・4級)のい こうふ う かた じぜんとうろく でんわばんごうあんない むりょう りょう ずれかの交付を受けている方が、事前登録すると、電話番号案内(104)が無料で利用できます。

もうしこ てつづ ぐたいてき りようほうほう にしにほん あんないたんとう

申 込み手続きや具体的な利用方法は、NTT西日本ふれあい案内担当(TEL:

そうだん

0120-104-174、FAX:0120-104-134) にご相談ください。

あんない りよう にしにほんおよ りよう つうしんぎょうしゃ

※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104を利用できる通信業者

の回線から、104をダイヤルした場合が対象となります。

まうそうじゅしんりょう げんめん★ NHK放送受信料の減免

しんたいしょうがいしゃてちょう もち かた せたい せたいこうせいいんぜんいん しちょうそんみんぜいひかぜい

身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の

ばあい じゅしんりょう ぜんがくめんじょ

しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう

きゅう ほう また

場合、受信料が全額免除になります。また、身体障害者手帳1級もしくは2級の方、又

しかく ちょうかく しょうがい かた せたいぬし じゅしんけいやくしゃ ばあい じゅしんりょう はんがくめんじょ

は視覚・聴覚に障害がある方が世帯主かつ受信契約者の場合、受信料が半額免除になり

すまい しちょう しょうがいふくしたんとうか しょうめい う しんせい くわます。お住まいの市町の障害福祉担当課で証明を受けて、NHKに申請してください。詳

ほうそうきょく そうだん

しくは、NHK放送局にご相談ください。

じゅしんりょうといあわ

受信料問合せ: NHKふれあいセンター TEL: 0570-077-077

FAX: 045-522-3044

まゅうしゃきんしじょがいひょうしょう ★ 駐車禁止除外標章

と あ さき かくけいさつしょ こうつう だいいち か問い合わせ先:各警察署 交通(第一)課

ほこう こんなん しんたい しょうがい かた しゃりょう みずか うんてん また どうじょう かた たいしょう

歩行が困難な身体に障害のある方で、車両を自ら運転し、又は、同乗される方を対象

こうあんいいんかい ちゅうしゃきんしきてい てきよう じょがい げんそくてき たいしょう かた つぎ に、公安委員会の駐車禁止規定の適用が除外されます。原則的に対象となる方は次のとお

くか もょ けいさつしょ と ま りです。詳しくは最寄りの警察署にお問い合わせください。

| | ダ 分 | たいしょう 対象となる級 |
|----|-------------------------|--------------------------------------|
| | しかくしょうがい 視覚障害 | ^{きゅう} 1 級から3級までの各級及び4級の1 |
| | ҕょうかくしょうがい 聴覚障害 | _{きゅうおよ} 2級及び3級 |
| | へいこうきのうしょうがい 平衡機能障害 | 3級 |
| 肢; | じょうしき のうしょうがい 上肢機能障害 | ^{きゅう} きゅう 1 級、2級の1及び2級の2 |
| 体に | ゕ しきのうしょうがい 下肢機能障害 | まゅう 1 級から4級までの各級 |

| | た(4 | いかんき の うしょうがい 本幹機能障害 | 1 級から3級までの各級 |
|------------|--------------------|--|--|
| 不じゅ 自ゅっ | ᄱᆁᅩ | じょうしき のう 上肢機能 | きゅうちょと 1級及び2級 うんどうき の うしょうがい (1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) |
| | マヒ | いどうきのう 移動機能 | 1 級から3級までの各級 |
| | し, 心 | んぞうき の うしょうがい 小臓機能障害 | 1 級及び3級 |
| | i | ぞうきのうしょうがい ん臓機能障害 | ^{きゅうおょ} 1 級及び3級 |
| 内な | 二き 呼(| ゅうききのうしょうがい 吸器機能障害 | 1 級及び3級 |
| 内部障害 | _{ちょ} 直 | ぼうこう 膀胱・ くちょうき の うしょうがい 5 腸機能障害 | 1 級及び3級 |
| _ u | 月 | ラセょテョ の テしょテがい N腸機能障害 | ^{きゅうおょ} 1 級及び3級 |
| | 好 | kātē の ラ Lu ラがい 免疫機能障害 | まゅう 1 級から3級までの各級 |
| |) J | Aぞうきのうしょうがい 干臓機能障害 | きゅう 1 級から3級までの各級 |

こうれいうんてんしゃとうせんようちゅうしゃくかんせいど ★ 高齢運転者等専用駐車区間制度

こうれいしゃ しんたい ふじゆう かた にんしんちゅうまた しゅっさんご しゅうかんいない かた 高齢者、身体の不自由な方、妊娠中 又は出産後8週間以内の方のための専用駐車区間 ふつうじどうしゃ うんてん めんきょ も ほんにん しんせい です。利用するには、普通自動車を運転できる免許を持つ本人が申請して交付された もよ けいさつしょ 「標章」が必要となります。詳しくは最寄りの警察署にお問い合わせください。

★ 利子などの非課税 (障害者等のマル優・特別マル優)

きんゆうきかん てつづ

よちょきん こくさい

あらかじめ金融機関で手続きをすることにより、預貯金や国債などについて、それぞれ まんえん げんど りし 元本350万円を限度として利子などが非課税になります。

たいしょうしゃ

【対象者】

しんたいしょうがいしゃてちょう

(1) 身体障害者手帳をお持ちの方

りょういくてちょう

(2) 療育手帳をお持ちの方

せいしんしょうがいほ けんふく してちょう

(3) 精神障害保健福祉手帳をお持ちの方

しょうがい しきゅうじゆう ねんきん じゅきゅう

(4)障害を支給事由とする年金の受給をされている方

しょうがいじふく してあて とくべつしょうがいしゃてあて けいかてきふく してあて

(5) 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受けている方

ぎんこう ゆうびんきょく ぎんこう しょうけんがいしゃ 詳しくは、ゆうちょ銀行(郵便局)、銀行、証券会社などにお問い合わせください。

★ 静岡県ゆずりあい駐車 場制度

しちょう まとぐち しんぜい りょうしょう こうふ こうきょうしせつ しょうぎょうしせつ せっち 市町の窓口に申請することで、利用証が交付され、公共施設、商業施設などに設置さくるま ちゅうしゃじょう りょう たいしょうしゃ しょうがいしゃ ようかいごこうれいしゃれた車いすマークの駐車場が利用しやすくなります。対象者は障害者、要介護高齢者、 にんさんぶ ほこう こんなん かた 妊産婦などで歩行が困難な方です。

13 各種相談(かくしゅそうだん)

3 問い合わせ先:お住まいの市町

★ ご相談について

しょうかい う かた しょうさい し かた し りで切るしたサービスを受けたい方 あるいけるにご 郷を知りたい方け す

このしおりで紹介したサービスを受けたい方、あるいはさらに詳細を知りたい方は、市

ふくしじむしょ まちゃくば そうだん つき しちょうれんらくさき 福祉事務所、町役場にご相談ください。 (次のページに市町連絡先があります。)

かくしちょう そうだんぎょうむ いたく しんたいしょうがいしゃそうだんいん せっち

に関する相談は、①公共職業安定所(ハローワーク)、②年金事務所、③税務署(国税)、

けんざい むじ む しょ けんぜい そうだん

④県財務事務所(県税)にご相談ください。

◎市町障害福祉担当電話番号・FAX

| 下 曲 市 TELO558-22-2216 | ごてんばし 御殿場市 TELO550-82-4238 | 袋 井 市 TELO538-44-3114 |
|---|---|--|
| FAXO558-22-3910 | FAXO550-84-1046 | FAXO538-43-6285 |
| ひがしい ず ちょう 東 伊 豆 町 TELO557-95-6204 | が vet ちょう 小 山 町 TELO550-76-6661 | ぉ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ぇぇ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゚゙゙゙゙゙゙ |
| FAXO557-95-5691 | FAXO550-76-4770 | FAXO537-85-1144 |
| がわ づ ちょう 河 津 町 TELO558-36-3232 | ^{ふじのみゃし} 富士宮市 TELO544-22-1145 | きく がゎ し 菊 川 市 TELO537-37-1252 |
| FAXO558-34-1811 | FAXO544-22-1251 | FAXO537-37-1255 |
| ^{みなみいずちょう} 南伊豆町 TELO558-62-6233 | 富 士 市 TELO545-55-2911 | ^{もり} まち 森 町 TELO538-85-1800 |
| FAXO558-62-2493 | FAXO545-53-0151 | FAXO538-86-6301 |
| *** ざき ちょう 松 崎 町 TELO558-42-3966 | しず おか し 静 岡 市 | った。 TELO53-576-4532 |
| FAXO558-42-3184 | ^{ぁぉぃく} 葵 区 TELO54-221-1099 | FAXO53-576-1220 |
| にしいずちょう 西伊豆町 TELO558-52-1961 | FAXO54-254-6322 | 浜 松 市 |
| FAXO558-52-5750 | するがく 駿河区 TELO54-202-5818 | ⁵⁶⁾ がからしじぎょうしょ 中央福祉事業所 TELO53-457-2057 |
| *** | FAXO54-287-8660 | FAXO53-457-2632 |
| FAXO557-86-6338 | しゅすく 清 水 区 TELO54-354-2106 | かからくしほうしょ ひがし 中央福祉事業所 (東) TELO53-424-0176 |
| が 東 市 TELO557-32-1532 | FAXO54-352-0323 | |
| FAX0557-36-0775 | にまった。 島 田 市 TELO547-36-7154 | かがらいほうしょ にし 中央福祉事業所 (西) TELO53-597-1159 |
| as づし 沼津市 TELO55-934-4829 | FAXO547-37-0235 | FAX050-3385-8182 |
| FAXO55-934-2631 | ゃぃ っ し 焼 津 市 TELO54-626-1127 | かからしじまうしょ みなみ 中央福祉事業所 (南) TELO53-425-1485 |
| 三島市 TELO55-983-2612 | FAXO54-626-2189 | FAXO50-3385-8976 |
| FAXO55-976-5555 | 藤 枝 市 TELO54-643-3149 | はまならくしじほょうしょ 浜名福祉事業所 TELO53-585-1697 |
| ずそ の し | FAXO54-644-2941 | FAXO53-586-5495 |
| FAXO55-992-3681 | ^{まきのはらし} 牧之原市 TELO548-23-0072 | はまならくしばもうしょ きた 浜名福祉事業所(北) TELO53-523-2898 |
| 伊 豆 市 TELO558-72-9863 | FAX0548-23-0099 | FAXO50-3537-9140 |
| FAXO558-72-8638 | 吉 田 町 TELO548-33-2104 | てんりゅうふく しじぎょうしょ 天 竜 福 祉 事 業 所 TELO53-922-0024 |
| がずのくにし 伊豆の国市 TELO558-76-8007 | FAXO548-33-0361 | FAXO53-922-0049 |
| FAX0558-76-8029 | ทุก ลู เต็กระเว๋ 川 根 本 町 「ELO547-56-2224 | |
| がん なみ ちょう 函 南 町 TELO55-979-8127 | FAXO547-56-1117 | |
| FAXO55-979-8143 | ^{いゎ た} し 磐 田 市 TELO538-37-4919 | |
| 清 水 町 TELO55-981-8204 | FAXO538-36-1635 | |
| FAX055-973-1959 | がけ がわ し 掛 川 市 TELO537-21-1139 | |
| まが いずみ ちょう 長 泉 町 TELO55-989-5512 | FAXO537-21-1163 | |
| FAXO55-989-5515 | | |
| | | |

しんたいしょうがいしゃこうせいそうだんしょ

◎身体障害者更生相談所

| こうせいそうだんしょめい 更生相談所名 | いまでんか 所在地(電話・FAX) | しょかん ちぃ き 所管地域 |
|---|---|---|
| しずおかけんしんたいしょうがいしゃこうせいそうだんしょ 静岡県身体障害者更生相談所 | 〒426-0075 ^{森にえだし せ とあらや} 藤枝市瀬戸新屋362-1 TEL(054)646-3571 FAX(054)646-3563 | ぜんしちょう 全市町 しずおかし はままっし のぞ (静岡市・浜松市を除く) |
| しずおかしちいき 静岡市地域リハビリテーション推進センター しずおかししんたいしょうかいしゃこうせいそうだんしょ (静岡市身体障害者更生相談所) | 〒420-0846 はずまかしあまいではうとうちょう 静岡市葵区城東町24-1 TEL(054)249-3182 FAX(054)209-0103 | しずぉゕし 静岡市 |
| はままっししょうがいしゃこうせいそうだんしょ 浜松市障害者更生相談所 | 〒430-0929 はままっしちゅうおうくちゅうおういっちょうめ ばん ごう 浜松市中央区中央一丁目12番1号 けんはままっそうごうちょうしゃ かい 県浜松総合庁舎4階 TEL(053)457-2707 FAX(053)457-2645 | はままっし 浜松市 |

① ハローワーク電話番号・FAX番号

しもだ ハローワーク下田 TEL 0558-22-0288 FAX 0558-23-0733 ハローワーク三島 TEL 055-980-1300 FAX 055-987-4414 ハローワーク伊東 TEL 0557-37-2605 FAX 0557-38-3713 ハローワーク沼津 TEL 055-931-0145 FAX 055-932-7336 ハローワーク御殿場 TEL 0550-82-0540 FAX 0550-82-7090 ハローワーク富士 TEL 0545-51-2151 FAX 0545-52-7743

ふじのみや ハローワーク富士宮 TEL 0544-26-3128 FAX 0544-23-9510 ハローワーク清水 TEL 054-351-8609 FAX 054-351-8615 ハローワーク静岡 TEL 054-238-8609 FAX 054-238-3440 ハローワーク焼津 TEL 054-628-5155 FAX 054-626-0093 ハローワーク島田 TEL 0547-36-8609 FAX 0547-37-8626

ハローワーク榛原 TEL 0548-22-0148 FAX 0548-22-7472 ハローワーク掛川 TEL 0537-22-4185 FAX 0537-22-4913 ハローワーク磐田 TEL 0538-32-6181 FAX 0538-37-7447 ハローワーク浜松 TEL 053-541-8609 FAX 053-457-5162 ハローワーク細江 TEL 053-522-0165 FAX 053-522-3727 ハローワーク浜北 TEL 053-584-2233 FAX 053-585-2434

② 年金事務所電話番号・FAX番号

しみ ずねんきんじ む しょ

掛川年金事務所
TEL 0537-21-5524
FAX 0537-21-3211
はままつひがしねんきんじ む しょ
浜松東年金事務所
TEL 053-421-0192
FAX 053-421-6011
はままつにしねんきんじ む しょ
浜松西年金事務所
TEL 053-456-8511
FAX 053-456-8511

がなりょでんわばんごう ③税務署電話番号

下田税務署 0558-22-0185 三島税務署 055-987-6711 熱海税務署 0557-81-3515 協議選税務署 0557-81-3515 協議選税務署 055-922-1560 富士税務署 0545-61-2460 253-458-1111 はままっしがしせいむしょ 浜松東税務署 053-458-1111 はままっにしぜいむしょ 浜松西税務署 053-555-7111

けんざいなじなしょじどうしゃぜいたんとうでんわばんごう ④県財務事務所自動車税担当電話番号

下田財務事務所 0558-24-2018 熱海財務事務所

0557-82-9061 沿津財務事務所

055-920-2019

まじまいなじなしま 富士財務事務所 0545-65-2118 静岡財務事務所

054-286-9130 シロスタン ましま まま まま まま まま まま まま 藤枝財務事務所

054-644-9122

★その他の相談窓口

| ^{そうだん ないよう} 相談の内容 | れんらくさき 連絡先 |
|---|---|
| しかく しょうがい かん そうだん 視覚の障害に関する相談 はけん おこな ◆ピアカウンセラーの派遣も行います。 | はままかけんしかくしょうがいしゃじょうほうしえん 静岡県視覚障害者情報支援センター しまおかしあおいくすんぶちょう 〒420-0856静岡市葵区駿府町1-70 TEL(054)253-0228 FAX(054)250-0766 |
| ちょうかく しょうがい かん そうだん 聴覚の障害に関する相談 にゅうよう じ き ちょうかくしょうがいじ りょう 乳幼児の聞こえや聴覚障害児の療いく かん そうだん 育に関する相談 | こうえきしゃだんほうじんしすおかけんちょうかくしょうがいしゃきょうかい 公益社団法人静岡県 聴 覚 障 電 協 会 しずおかしあおいくすんぶちょう 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 TEL(054)254-6303 FAX(054)254-6294 |
| しんたいしょうがいしゃほじょけん かん そうだん 身体障害者補助犬に関する相談 | 補助犬インフォメーションデスク |
| te まっしょ 作業所での授産事業から企業への しゅうしょく 就職まで、働くこと全般に関する そうだん 相談 | では、ますがいしゃはだら しあわ そうしゅつ で 害者 働く幸せ創出センター うんえい (運営:NPO法人オールしずおかべストコミュニティ) 〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-1-5「5風来館」4階 TEL (054) 251-3516 |
| じて 事故によるがいしょう 事故によるがい からとうしょうがい ままくしょうがい こうとうしょうがい 記憶障害の行動障害などの高次 のうきのうしょうがい そうだん ようよゃく 脳機能障害の相談(要予約) | # もけんこうふくし ふくしか |
| こうつう じ こ ていさん そのうしょう のうそっちゅう 交通事故や低酸素脳症、脳卒中による のうそんしょう きゃく こうどう 脳損傷などで、記憶や行動などの障害 こうじのうきのうしょうがい (高次脳機能障害)のある方とその か ぞく あっ 家族の集まり | CODE CODE |

身体障害者手帳障害別・等級別対象制度一覧表(1) ○は該当、△は一部該当、無印は非該当です。

がいとう いちぶがいとう むじるし ひがいとう

じっさい しんせいじ しょうがいしゅべつ とうきゅうい がい せいど せ た い こうせい しょとくせいげん じゅきゅうようけん さだ

実際の申請時には障害種別と等級以外に、制度ごとに世帯構成や所得制限などの受給要件が定められています。 なんびょう むじるし にんてい ばあい

難病など無印でも認定する場合もありますので、詳しくは担当機関にお問い合わせください。

| | 障害の種類 | | , ゕ 〈しょうがい 視覚障害 | | | | | | したい ふじゅう 肢体不自由 | | | | | | | | | | | | | | | たんとう 担 当 機関 |
|------|--|---|--------------------|-------------|---|---|---|---|-------------------|-------------|-------------------------------|--------|---|---|---|-------------|--------------------|---|---|---|-------------|------------------------|--------|--------------------------|
| | 等級 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 0 | | - - | 上肢 | _{しょうがし} 障害 | , E | | | - | が肢 | lょうがに 障害 | 1 | | 1 | 本幹 | _{しょうがし} 障害 | י ב | |
| | 各種制度 | | _ | 3 | 4 | J | O | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 5 | |
| | とくべっしょうがいしゃてあて 特別障害者手当 | Δ | Δ | | | | | Δ | Δ | | | | | Δ | Δ | | | | | Δ | Δ | | | かくしちょう |
| 手当で | はまうがいじょくしてあて 障害児福祉手当 | 0 | Δ | | | | | 0 | \triangle | | | | | 0 | Δ | | | | | 0 | \triangle | | | かくしちょう |
| | とくべっじどうふょうであて 特別児童扶養手当 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | \triangle | | | 0 | 0 | 0 | | かくしちょう |
| 年紀 | | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | | かくしちょう |
| 医療制度 | でゅうとしょうがいしゃ 重度障害者 (児) 医療費助成 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 | 0 | 0 | \triangle | | | | 0 | 0 | \triangle | | | | 0 | 0 | \triangle | | | | 0 | 0 | \triangle | | かくしちょう |
| 制せいと | じりっしぇんいりょう こうせいいりょう 自立支援医療(更生医療) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | かくしちょう |
| 用りを | 補装具 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | かくしちょう |

がいとう いちぶがいとう むじるし ひがいとう **〇は該当、△は一部該当、無印は非該当です。**

じっさい しんせい じ しょうがいしゅべつ とうきゅういがい せいと せたいこうせい しょとくせいげん じゅきゅうようけん さだ 実際の申請時には障害種別と等級以外に、制度ごとに世帯構成や所得制限などの受給要件が定められています。 なんびょう むじるし にんてい ばぁい くわ たんとうきかん と ぁ

難病など無印でも認定する場合もありますので、詳しくは担当機関にお問い合わせください。

| | にようがい しゅるい 障害の種類 とうきゅう 等級 | | _{ちょう} 応 | in(lui 覚障 | うがい 害 | | お台 | ### | a いぶしょうがい 内部障害 | | | | | | | 担当 機関 | | | | | | | | |
|---|---|---|----------------------------|---------------------|-----------------|----|-------------|---------|-------------------|-------------------|---|-------------|------------------|---|-------------|-------------|-----|------------------|-------------|---|-------------|--------------------|---|--------|
| | 各種制度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 0) | ധ | 4 | ı | しんぞう 心臓 | | ľ | る | 蔵 | <u></u> | きゅう | ₽V₽ | ! | 排泄 | • | l. | ょうちょう 小腸 | | |
| | | | | | | | | | 1 | 3 | 4 | 1 | 3 | 4 | 1 | 3 | 4 | 1 | 3 | 4 | 1 | 3 | 4 | |
| | とくべっしょうがいしゃであて 特別障害者手当 | Δ | | | | | | | \triangle | | | Δ | | | \triangle | | | \triangle | | | Δ | | | 各市町 |
| 手当 | はまうがいじょくしてあて 障害児福祉手当 | Δ | | | | | | | \triangle | | | Δ | | | \triangle | | | \triangle | | | Δ | | | かくしちょう |
| | とくべっじどう ぶょうてぁ で 特別児童扶養手当 | 0 | 0 | | | | 0 | | \triangleright | Δ | | \triangle | \triangleright | | \triangle | \triangle | | \triangleright | \triangle | | \triangle | \triangleright | | かくしちょう |
| 年 th de | しんしんしょうがいしゃ ふょうきょうさいねんきん 心身障害者扶養共済年金 そうごう きゅう がいとう (総合1~3級は該当) | 0 | 0 | | | | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | かくしなょう |
| 医療制度 | 重度障害者 (児) 医療費助成 ・ (総合1・2級等は該当) | 0 | Δ | | | | \triangle | | 0 | Δ | | 0 | \triangle | | 0 | \triangle | | 0 | \triangle | | 0 | \triangle | | かくしちょう |
| 関している。 | じりっしぇんいりょう こうせいいりょう 自立支援医療(更生医療) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | かくしちょう |
| 用すり | 補装具 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | | | かくしちょう |

身体障害者手帳障害別・等級別対象制度一覧表(3) Oは該当、△は一部該当、無印は非該当です。

がいとう いちぶがいとう むじるし ひがいとう

じっさい しんせいじ しょうがいしゅべつ とうきゅういがい せいと せたいこうせい しょとくせいげん じゅきゅうようけん さだ 実際の申請時には障害種別と等級以外に、制度ごとに世帯構成や所得制限などの受給要件が定められています。

くわしく たんとうきかん と あ なんびょう むじるし にんてい ばあい 難病など無印でも認定する場合もありますので、詳しくは担当機関にお問い合わせください。

| | にようがい 障害の種類 とうきゅう 等級 | | | | Lujinin 障害 | | | 担当 機関 |
|------|---|---------|-------------|---|---------------|-------------|---|---------------|
| | 各種制度 | 1 1 | hhate 免疫 | | t J | トんぞう 汗臓 | | |
| | | 1, 2 | 3 | 4 | 1, 2 | 3 | 4 | |
| | とくべっしょうがいしゃ てあ て 特別障害者手当 | Δ | | | Δ | | | かくしちょう |
| 手当 | しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当 | Δ | | | Δ | | | かくしちょう |
| | とくべっじどうぶょうであて 特別児童扶養手当 | Δ | Δ | | Δ | Δ | | かくしちょう 各市町 |
| 年紀念書 | LALALAJがいしゃ ふょうきょうさいねんきん 心身障害者扶養共済年金 そうごう きゅう がいとう (総合1~3級は該当) | 0 | 0 | | 0 | 0 | | かくしちょう |
| 医療制度 | じゅうどしょうがいしゃ 重度障害者 (児) 医療費助成 そうごう (総合1・2級等は該当) | 0 | Δ | | 0 | \triangle | | かくしちょう |
| 制度と | しりっしぇんいりょう こうせいいりょう 自立支援医療(更生医療) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | かくしちょう |
| 用ようぐ | 補装具 | | | | | | | かくしちょう |

主な障害に関する啓発マーク

| マーク | 名称 | ************************************ | した。 問い合わせ先など |
|---|---|---|---|
| 5 | 国際シンボルマ ーク | 国際シンボルマーク(International Symbol of Lajánle りょう けんかくぶっ しせっ Access)は、「障害者が利用できる建築物、施設めいかく しゅ せかいきょうっう であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク」です。このマークは、「すべての障害者をたいしょう 象にしている」ものです。 | こうえきざいだんほうじん 公益財団法人 にほんしょうがいしゃ 日本障害者リハビリテーシ きょうかい ョン協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523 |
| | しかく しょうがい 視覚に 障 害 のあ こと こくさい る人のための国際 シンボルマーク | 1984年に世界盲人連合(WBU・加盟170ヶ こく せいてい しかく しょうがい かた 国)で制定された「視覚に障害のある方のため こくさい の国際シンボルマーク」です。 | しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 にほんもうじんふくしいいんかい 日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885 FAX:03-5291-7886 |
| 1 | ^{計算} マーク | りまっかしまっかした。 はっかい | いっぱんしゃだんほうじん 一般社団法人 ぜんにほんなんちょうしゃ ちゅうと 全日本難 聴 者・中途 しっちょうしゃだんたいれんごうかい 失 聴 者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046 |
| 3 | ろう者のマスコットマーク (全日本ろうあ ^{れんめい} 連盟) | おと ご みみ かた あいきょう たつの落し子は耳を型どっており、愛 嬌 があ ばんこく しゃ ちょうかく しょうがい かた り、全国のろう者 (聴 覚に障 害のある方)の マスコットとされています。 3月3日「耳の日」にちなんだ「3」の数字、ろしゃ さんじゅん そうごう たんじゅん う者の「ろ」の字、耳のかたちを総合して、単 純 ひょうげん み な 表 現で見やすいものです。 | いっぱんざいだんほうじん 一般財団法人 ぜんにほん れんめい 全日本ろうあ連盟 TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449 |
| + | オストメイトマーク | プストメイトとは、人工肛門保有者、人工膀胱保有者を言います。このため、トイレには、オストメイトが排泄物の処理、皮膚の清 拭・洗 浄などがでせって ひっょう しんたい かつ、外見上は身体はあったいしゃ できる であることが判別しにくいオストメイトがたしまうしゃ 身障者トイレや多機能トイレへ入りやすくするために、トイレの入口に表示されることが必要です。 | こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほん きょうかい 日本オストミー協会 TEL:03-5670-7681 FAX:03-5670-7682 |
| | 「ハート・プラ ス」マーク | しんたいないぶ しょうがい かた ひょうげん 「身体内部に障害のある方」を表現していま まも す。身体内部を意味する「ハートマーク」に、思いしんだいないぶ しょうがい しんぞう やりの 心を「プラス」。身体内部に障害(心臓 まのうしょうがい かた がいけん ね 機能障害など)のある方は、外見からは分かりに ままざま こかい うくいため、様々な誤解を受けることがあります。 | NPO法人ハート・プラスの会 会 E-mail:info@heartplus.org ※職員が常駐していないため、E-mailへご連絡ください。 |
| 前端天・介助夫・前端天 〇K! ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | L&たいしょうがいしゃほじょ 身体障害者補助 ポペユーザー受け 入れマーク | はんたいしょうがいしゃほじょけん しょう かた じりつ 身体 障害 者補助犬を使用している方の自立としゃかいさんか おうえん しずおかけんどくじ 社会参加を応援する静岡県独自のマークです。 もうどうけん しんたいしょうがいしゃほじょけん 盲導犬などの身体 障害 者補助犬だけにスポー でも当てるのではなく、あくまでも補助犬使用者しゅやく かき役であるため、障害のある方とそのパートナー ほじょけん いっしょ あい つっ 一の補助犬を一緒に愛で包むデザインとなっています。 | しずおかけんほ じょけん 静岡県補助犬インフォメ ーションデスク TEL:054-270-6676 |

| マーク | ^{めいしょう} 名称 | ************************************ | さき 問い合わせ先など |
|-----|---------------------------------|---|---|
| + | ヘルプマーク | まそく じんこうかんせつ しょう かた ないぶしょうがい 義足や人工関節を使用している方、内部障害なんびょう かた にんしんしょき かた がいけん わ 難病の方、妊娠初期の方など外見からは分かはいりょ ひっょう かた えんじょ りなくても配慮を必要としている方が、援助がえ 得やすくなるためのマークです。 けいざいさんぎょうしょう ねんとうきょう 経済産業省で、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた日本工業規格(JIS) あんないようずきごう みなお さにな へいせい 案内用図記号の見直しの議論が行われ、平成29ねん がつ ついか 年7月に「ヘルプマーク」が追加されました。 | はずおかけんしょうがいしゃぜいさくか 静岡県障害者政策課 TEL:054-221-2352 FAX:054-221-3267 |
| sos | 「白杖SOS シグ ナル」普及啓発シ ンボルマーク | はくじょう すじょう ていど かか 白 杖 を頭 上50cm程度に掲げて SOS のシグナしかく しょうがい かた み ルを示している視覚に 障 害 のある方を見かけたしえん はくじょうら、進んで声をかけて支援しようという「白 杖っんどう ふきゅうけいはつ SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 | 岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 TEL: 058-214-2138 FAX: 058-265-7613 |

しずおかけんない かくしゅだんたい 静岡県内の各種団体

| 世体名 | 所養地 | 電話番号 |
|--|--|-------------------|
| しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 しずおかけんしんたいしょうがいしゃふくしかい 静岡県身体障害者福祉会 | 〒420-0856 しずまかしあおいくすん ぶちょう 静岡市葵区駿府 町 1-70 けんそうごうしゃかいふく しかいかんない 県総合社会福祉会館内 | (054) 252-7829 |
| こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 しずおかけんしかくしょうがいしゃきょうかい 静岡県視覚障害者協会 | 〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちょう 静岡市葵区駿府 町 1-70 けんそうごうしゃかいふく しかいかんない 県総合社会福祉会館内 | (054) 251-8090 |
| こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 しずおかけんちょうかくしょうがいしゃきょうかい 静岡県聴覚障害者協会 | 〒420-0856 しずおかしあおいくすん ぶちょう 静岡市葵区駿府 町 1-70 けんそうごうしゃかいふく しかいかんない 県総合社会福祉会館内 | (054) 254-6303 |
| しずおかけん 静岡県ことばと 心を育む会 | 〒410-0046 ぬまづしよねやまちょう 沼津市米山町5-1-105 | (055) 960-7333 |
| いっぱんしゃだんほうじん 一般社団法人 しずおかけんしたいふじゅうじしゃふぼ かい 静岡県肢体不自由児者父母の会 れんごうかい 連合会 | 〒420-0856 Lずまかしあおいくすんぶちょう 静岡市葵区駿府 町 1-70 けんそうごうしゃかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内 | (054) 266-3465 |

| だんたいめい 団体名 | 游 卷饰 | 電話番号 |
|--|---|-------------------|
| しずおかけんしたい ふじゅう じきょうかい 静岡県肢体不自由児協 会 | 〒420-0856 しずまかしあおいくすん ぶちょう 静岡市葵区駿府 町 1-70 けんそうごうしゃかいふく しかいかんない 県総合社会福祉会館内 | (054) 254-5231 |
| しずおかけんくるまいすとも かい 静岡県車椅子友の会 | 〒420-0913 しずまかしあおいくせながわ 静岡市葵区瀬名川1-14-16 | (054) 261-8456 |
| しずおかけんきん 静岡県筋ジストロフィー協会 | 〒410-2505 いずしはつま 伊豆市八幡576-2 | (0558) 83-3981 |
| しずおかけんげんごちょうかくしかい 静岡県言語聴覚士会 | 〒433-8511 はままっしなかくわごうきた 浜松市中区和合北1-6-1 はままっし がよういんない 浜松市リハビリテーション病院内 | (053) 471-8331 |
| とくていなぇいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 しずおかけんちゅうとしっちょう なんちょうしゃきょうかい 静岡県中途失聴・難聴者協会 | 〒421-3301 富士市北松野562 | (0545) 85-0585 |
| しずまかけんしゅわつうやくしきょうかい 静岡県手話通訳士協会 しずおかけんしゅわつうやくもんだいけんきゅうかい 静岡県手話通訳問題研究会 | 〒420-0856 しずまかしあおいくすん ぶちょう 静岡市葵区駿府 町 1-70 けんそうごうしゃかいふく しかいかんない 県総合社会福祉会館内 | (054) 254-6303 |
| とくていなえ いりかっとうほうじん 特定非営利活動法人 しずおかけんほじょけんし えん 静岡県補助犬支援センター | 〒422-8043 しまおかしするがくなかだほんちょう 静岡市駿河区中田本 町2-6 1B | (054) 270-6676 |
| とくていひぇいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 しずおかもう しゃとも かい 静岡盲ろう者友の会 | 〒420-0071 しずまかしあおいくいちばんちょう 静岡市葵区一番町50 しずまかしばんちょうしみんかつどう 静岡市番町市民活動センター内 | (054) 273-1557 |
| しずおかけんせいれいかい 静岡県静鈴会 | 〒411-0022 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (055) 975-0955 |
| こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほん 日本オストミー協会静岡県支部 | 〒426-0061 ※ U えだ したぬま 藤枝市田沼2-13-27 | (054) 635-7590 |
| 日本心臓ペースメーカー友の会 静岡県支部 | 〒428-0301 はいばらぐんかわねほんちょうとくやま 榛原郡川根本町徳山1388-1 | (0547) 57-2008 |
| しずおかけんじんゆうかい 静岡県腎友会 | 〒420-0856 しずまかしあおいくすんぶちょう 静岡市葵区駿府 町 1-70 けんそうごうしゃかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内 | (054) 253-1086 |

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



静岡県健康福祉部



私たち静岡県健康福祉部職員の仕事の姿勢

- 1 県民の声に耳を傾け、県民の視線に立って仕事をします。
- 2 つねに公平・公正に、県民の幸せのために責任ある判断をします。
- 3 県民が必要とする情報を、積極的に分かりやすく提供します。
- 4 生産性の向上に努め、質の高いサービスを目指します。
- 5 いつも笑顔で親切に、誠実で迅速な応対をします。

私たちは、いのちを守る使命感、いたわりの心・やさしい心で、 一人ひとりの熱い想いを、元気いっぱい伝えます!

けんこうふくしぶ しょうがいしゃしえんきょくしょうがいふく しか健康福祉部障害者支援局障害福祉課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL(054)221-3319・2366・2367

FAX (054) 221-3267